

平成28年度地域密着型通所介護指摘事項一覧

8事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	生活相談員の配置	○サービス提供時間帯に1人しか配置されていない生活相談員が送迎業務を行っていた、生活相談員が休みで代わりの生活相談員が配置されていなかったため、生活相談員としての勤務時間数が地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数を満たしていませんでした。生活相談員の配置が常に基準を満たすことができるよう是正してください。	厚労省令第34号第20条第1項第一号 基準省令解釈通知第三の二の二(1) ③④	4
2	管理者	○管理者が、当該事業者が運営する宿泊サービス事業の夜勤職員として毎日勤務しており、指定地域密着型通所介護事業としての管理業務を行っていない実態を確認しました。指定地域密着型通所介護事業のみで、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする)を確保できるよう、勤務体制の検討をしてください。	厚労省令第34号第21条 基準省令解釈通知第二の二(3)、第三の二の二(4)	1
3	サービス提供の記録	○サービス提供の記録について、提供したサービスの内容(機能訓練、レクリエーション等)、利用者の心身状況等の記載が不十分です。ついては、提供したサービス、利用者の心身状況その他必要な事項を具体的に記載するよう努めてください。	厚労省令第34号第37条で準用する第3条の18第2項 基準省令解釈通知第三の二の二(11) で準用する第三の一(4)(11)②	2
4		○利用者ごとのサービス提供開始時刻・終了時刻を確認出来る書類がありませんでした。通所介護費の算定の根拠となることを念頭に入れ、利用者ごとの実利用時間が分かるようサービス提供開始時刻・終了時刻を記載し、送迎車の運行記録などの書類を作成してください。		1
5	利用料等の受領	○保険給付の対象サービスとの関係が不明確な名目による利用者からの費用徴収がありました。利用者からの費用の徴収にあたっては、その内容を明確にしてください。	厚労省令第34号第24条第3項 基準省令解釈通知第三の二の二(3)(1) ② 老企第54号「通所介護等における日常生活に要する費用の徴収について」 22福保高施第2016号「入所者等から支払を受けることができる利用料等について(通知)」	1
6		○地域密着型通所介護サービス費に含まれるとろみ剤に係る費用について事業者側で負担することなく、利用者に持参させていました。地域密着型通所介護サービス費に含まれる経費(とろみ剤)については施設側で準備し、利用者負担を求めないようしてください。		1
7	変更届	○厚生労働省令で定める事項(生活相談員、定員等)に変更があった場合、その旨を10日以内に大田区に届け出なければなりません。変更内容について速やかに変更届を提出してください。	介護保険法第78条の5第1項 法施行規則第131条の3の2第1項第九号	3
8	勤務表の作成	○従業者の日々の勤務時間や勤務関係等が勤務表上明確になっていませんでした。勤務表には必要な情報を漏れなく盛り込んで適切に作成してください。	厚労省令第34号第30条第1項 基準省令解釈通知第三の二の二(3)(6) ①	2
9	定員の遵守	○やむを得ない事情がなく、また、定員変更の届け出を行わない状態で定員を超えた利用者を受け入れていたことを確認いたしました。定められた事業所の定員を遵守し、定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供は行わないでください。	厚労省令第34号第31条	1
10	秘密保持	○一部従業者の秘密保持に係る必要な措置が講じられておりませんでした。漏れなく秘密保持に係る誓約書等を取り交わすようにしてください。	厚労省令第34号第37条で準用する第3条の33第2項、第3項 基準省令解釈通知第三の二の二(3)(11) で準用する第三の一(4)(23)②、③	3
11		○サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければなりません。家族の同意を文書により得ていない事例がありました。個人情報を用いる際、家族がいる場合は家族代表者の同意もあわせて得るようにしてください。		3
12	衛生管理等	○職員の健康状況についての記録が確認できませんでした。職員が感染症の発症原因とならないよう、健康状況の把握に努めてください。	厚労省令第34号第33条第2項	1
13	非常災害対策	○27年度の避難訓練を実施した記録がありませんでした。消防計画に定めた訓練を実施して、その結果を記録に残してください。	厚労省令第34号第32条 基準省令解釈通知第三の二の二(3)(7)	1
14		○消防計画及び運営規程に定められた回数の避難、救出等の訓練が行われていませんでした。消防計画等に則って定期的に避難、救出訓練等を実施してください。また避難訓練等の記録は、訓練の反省点や検討課題を盛り込むなど記録を充実させてください。		1
15		○非常災害に関する具体的計画が策定されておらず、避難、救出等の訓練も行われていませんでした。速やかに非常災害に関する具体的計画を策定し、当該計画に則って定期的に避難、救出訓練等を実施して、記録に残してください。あわせて、夜間想定避難訓練等が実施できるよう検討してください。		2
16	居宅サービス計画変更の援助	○地域密着型通所介護利用回数の増加する利用者の居宅サービス計画の変更の援助を行っていない事例がありました。利用者が利用回数の増加を希望するような場合には、速やかに居宅介護支援事業者へ連絡を行い、居宅サービス計画の変更が円滑に行えるよう必要な援助を行ってください。	厚労省令第34号第37条で準用する第3条の16、基準省令解釈通知第三の二の二(3)(11)で準用する第三の一(4)(9)	1
17	事故報告	○事故が発生した場合の区への事故報告が行われていない事例がありました。ついては、区における事故報告の取扱要領を再度確認し、漏れのないように報告してください。	厚労省令第34号第35条第1項 基準省令解釈通知第三の二の二(3)(10)	5
18	アセスメント	○サービス提供開始時や要介護認定更新時にアセスメントが行われていない事例がありました。初回のみならず、認定更新時や区分変更時、利用者の状態に変化があった時など適切な時期にアセスメントを実施し、個々の利用者ごとの解決すべき問題状況を明らかにした上で、地域密着型通所介護計画を作成してください。	厚労省令第34号第27条第1項 基準省令解釈通知第三の二の二(3) ④	6
19		○アセスメントの内容が具体性に欠けるとともに、画一的になっていて利用者の状態像がつかみにくい不十分なものとなっています。ついては、アセスメントの果たすべき役割を再考し、提供する地域密着型通所介護の妥当性が見いだせる、内容の充実したアセスメントとしてください。		7

20		○居宅サービス計画の内容を転記した計画を地域密着型通所介護計画としており、地域密着型通所介護における目標等が明示された地域密着型通所介護計画になっていませんでした。また、実際に提供している地域密着型通所介護の回数と地域密着型通所介護計画に位置付けられた回数が一致していない事例もありました。地域密着型通所介護における機能訓練等の目標、当該目標を達成するためのサービス内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成し、当該計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行ってください。		1
21	地域密着型通所介護計画	○サービス提供開始時や要介護認定の更新時に地域密着型通所介護計画が作成されていない事例がありました。地域密着型通所介護計画に基づかないサービス提供は認められません。ついては、サービス提供開始時までには作成するのはもちろんのこと、要介護認定更新時や区分変更時にも個々の利用者ごとの心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成し、当該計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行ってください。	厚労省令第34号第27条第1項 基準省令解釈通知第三の二の二3(3) ④	5
22		○サービス提供の所要時間区分が複数ある場合に、地域密着型通所介護計画が作成されていない所要時間区分のある事例がありました。所要時間区分が複数ある場合にはそれぞれの所要時間区分に応じて適切に地域密着型通所介護計画を作成してください。		1
23		○屋外サービスについて地域密着型通所介護計画に位置づけがされていませんでした。屋外サービスを実施する場合には、効果的な機能訓練等のサービスが提供できるよう、地域密着型通所介護計画に位置付けてください。		4
24		○地域密着型通所介護計画の同意が遅れている事例がありました。地域密着型通所介護計画作成後は、速やかに同意を得るようにしてください。		2
25	実施状況、評価	○地域密着型通所介護計画の実施状況や評価についての記録が行われていることが確認できず、利用者や家族への説明が行われていることも確認できませんでした。それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を記録し、利用者や家族に説明を行い、その旨を記録に残してください。	厚労省令第34号第27条第5項 基準省令解釈通知第三の二の二3(3) ⑤	5
26		○地域密着型通所介護計画の位置付けよりも極端に短い時間の利用にもかかわらず、計画どおりの所要時間区分での単位数で地域密着型通所介護費を算定している事例がありました。ついては、適切な所要時間区分での算定となるよう介護給付費及び利用者負担分の過誤調整を行ってください。		1
27		○地域密着型通所介護計画に位置付けられた時間区分とは異なる時間区分で算定している事例がありました。適切な時間区分での算定となるよう、介護給付費及び利用者自己負担分の過誤調整を行ってください。	厚労省令第126号別表2の2イ注1 留意事項通知第二の3の2(1)	1
28	地域密着型通所介護費算定	○サービス提供時間中の医療機関の往診によりサービスが中断し、地域密着型通所介護計画の位置付けよりも短い時間でサービス提供となったにもかかわらず、地域密着型通所介護計画どおりの所要時間での単位数を算定している事例がありました。適切な所要時間区分での算定となるよう介護給付費及び利用者負担分の過誤調整を行ってください。また、往診のあった時間は確実に記録に残してください。		2
29		○1時間10分の利用でサービスを中止した利用者により2時間以上3時間未満の時間区分で算定している事例がありました。当該時間区分は心身の状況その他やむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難な利用者に対して算定できます。算定要件を満たさない当該時間区分について、適切な算定となるよう介護給付費及び利用者自己負担分の過誤調整を行ってください。	厚労省令第126号別表2の2注3 留意事項通知第二の3の2(2)	1
30	中重度者ケア体制加算	○中重度者ケア体制加算の算定については、地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置する必要があり、他の職種との兼務は認められていません。また、中重度の要介護者であっても社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成する必要があります。加算対象となる看護職員が機能訓練指導員を兼務していません。また上記プログラムも作成されていませんでした。看護職員の兼務を解消し、上記プログラムを作成するとともに、適切な算定となるよう介護給付費及び利用者負担分の過誤調整を行ってください。	厚労省令第126号別表2の2注7 留意事項通知第二の3の2(7)④、⑥	1
31	個別機能訓練加算Ⅱ	○機能訓練指導員の配置のない事例、アセスメントを行っていない事例、居宅訪問日時が明確でない事例、個別機能訓練計画が作成されていない事例、機能訓練指導員が直接機能訓練を行っていない事例、3月ごとに1回以上居宅を訪問し、利用者の生活状況を確認し、利用者や家族に訓練の内容や進捗状況を説明し、記録していない事例、評価内容や目標の達成度合いについて介護支援専門員等に報告していない事例、個別機能訓練に関する記録が適切に残されておらず利用者ごとに保管されていない事例があるにもかかわらず当該加算が算定されました。適切な加算算定となるよう、当該加算の介護給付費及び利用者自己負担分の過誤調整を行ってください。	厚労省令第126号別表2の2注8口 留意事項通知第二の3の2(8)①④⑤ ⑥⑦⑧⑨⑩	2
32	同一建物減算 送迎減算	○宿泊サービスを利用している利用者により同一建物減算を適用している事例がありました。(平成27年度より、指定通所介護等の設備を利用した宿泊サービスを利用する場合、事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に通所介護を行う場合の減算(同一建物減算)によらず、送迎を行わない場合の減算(送迎減算)を適用することになります。)適切な報酬算定となるよう、基準等に則って適切な方法で減算をするようにしてください。	厚労省令第126号別表2の2注17 留意事項通知第二の3の2(14) 27年度介護報酬改正に関するQ&A Vol.2 問5	1
33	送迎減算	○家族が送迎を行っていたにもかかわらず片道につき減算を行っていない事例がありました。適切な報酬算定となるよう、片道あたりの減算を行い、介護給付費及び利用者自己負担分の過誤調整を行ってください。	厚労省令第126号別表2の2注17 留意事項通知第二の3の2(14)	1